

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年五月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会安全衛生管理規程（平成十年埼玉県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二定期健康診断の項対象者の欄中「(イ)満40歳及び満40歳以上」を削り、同表胃検診の項対象者の欄中「満40歳以上の教職員及び希望する」を「満35歳以上の」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。